利用上の注意(卸売業・小売業)

1 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。

2 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施しています。

3 調査の期日

平成24年2月1日を調査期日として実施しました。

4 調査対象

以下に掲げる事業所を除く、全国全ての事業所及び企業を調査対象として実施しました。

- ①国及び地方公共団体の事業所(公務)
- ②日本標準産業分類大分類A-農業・林業に属する個人経営の事業所
- ③日本標準産業分類大分類B-漁業に属する個人経営の事業所
- ④日本標準産業分類大分類N-生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792-家事サービス業に属する事業所
- ⑤日本標準産業分類大分類R-サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類 96-外国公務に属する事業所

5 本確報について

本確報は、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」(以下、「活動調査」 という)の卸売業・小売業確報結果の調査票情報を愛媛県が独自集計したもので、総務省及び 経済産業省が公表する数値と相違することがあります。

本確報の集計は、活動調査の調査結果のうち、日本標準産業分類大分類が「I - 卸売業, 小売業」に格付けられた事業所のうち、以下のすべてに該当する事業所について集計しました。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・「事業別売上(収入)金額」の「商業」(「卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。)に金額があり、かつ、産業分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

ただし、「統計表 15 年次別、卸売業、小売業別の事業所数、従業者数及び年間商品販売額」については、日本標準産業分類大分類が「I - 卸売業, 小売業」に格付けられた事業所をすべて対象としていますが、年間商品販売額については、数値が得られた事業所について集計しています。

経済産業省「商業統計調査」との比較に当たっては、集計対象が異なることに留意する必要があります。

6 主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホ

テルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)など〕を販売する事業所

④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理的事務の みを行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とします。

- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所 なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業と します。
- **⑥** 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所(代理 商、仲立業)。

「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業 所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 個人用(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する 事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

④ 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

- **⑤** ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所(1企業1事業所) をいいます。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とします。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とします。

(7) 従業者及び就業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。 **従業者**とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をい い、**就業者**とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・ 臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいいます。

- ①「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。
- **②「無給家族従業者」**とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者を いいます
- ③「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいいます。
- **④「常用雇用者」**とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。
- (ア) 期間を定めずに雇用されている者
- (4) 1 ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者
- (ウ) 平成23年の12月、平成24年の1月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- **⑤「臨時雇用者」**とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。
- **⑥「他からの出向・派遣従業者」**とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいいます。
- ⑦「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいいます。

(8) 年間商品販売額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出しました。

(9) その他の収入額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したものです。

(10) 商品手持額

平成 23 年 12 月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額(仕入時の原価による)です。

(11) セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の 50%以上について、次の3つの条件を 兼ね備えている場合をいいます。

- ①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっている。
- ②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。
- ③売場の出口などに設置されている精算所 (レジ) において、客が一括して代金の支払いを 行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホーム センター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品 店などがある。

(12) 売場面積(小売業のみ)

平成24年2月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいいます。

ただし、牛乳小売業(宅配専門)、自動車小売業(新車・中古)、建具小売業、畳小売業、 ガソリンスタンド、新聞小売業(宅配専門)の事業所については売場面積の調査を行っていま せん。

7 その他

- (1) 年間商品販売額、商品手持額及びその他の収入額の産業分類別数値については、各単位ごとに四捨五入をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない場合があります。
- (2) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない場合があります。
- (3) 統計表中の記号については、次のとおりです。
 - 「x」…集計対象となる事業所数が1 又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがある場合に秘匿した箇所。

また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所も同様に秘匿としています。

- 「一」・・・該当数値なし。
- 「0」及び「0.0」・・・四捨五入による単位未満。
- 「**△」・・・**マイナスの数値。
- (4) この統計表に掲載された数字を他に転載する場合は、出典を明記してください。